

結果の概要

少年鑑別所

1 収容状況

平成28年における全国の少年鑑別所の1日平均収容人員は533人で、前年(613人)に比べ80人(13.1%(前年に対する増減比。以下前年との比較において同じ。))減少している。男女別では、男子が491人(構成比92.1%)、女子が42人(同7.9%)となっている。

最近10年間の1日平均収容人員の推移は、第1表のとおりであり、減少傾向にある。

平成19年を100とした指数で見ると、同28年は、総数(男子及び女子の総数。以下総数及び男女別がある表において同じ。)が51(男子53、女子が36)となっている。

第1表 1日平均収容人員の推移

区分	平成19年	20	21	22	23	24	25	26	27	28	
人員	総数	1,036	986	954	895	861	830	762	683	613	533
	男	918	882	853	800	775	750	689	621	565	491
	女	117	104	101	95	86	80	73	62	48	42
指数	総数	100	95	92	86	83	80	74	66	59	51
	男	100	96	93	87	84	82	75	68	62	53
	女	100	89	86	81	74	68	62	53	41	36

(注) 1 統計表中の指数は小数第1位、構成比は小数第2位を、それぞれ四捨五入している。したがって、合計とその内訳は一致しない場合がある(以下この結果の概要において同じ。)

2 少年鑑別所の統計表(以下記載を省略。)の1表(少年矯正統計のインターネットによる公表ページにおける統計表番号「16-00-01」。以下統計表番号のみ記載。)参照

2 新収容人員

平成28年における新収容人員は8,056人で、前年(9,132人)に比べ1,076人(11.8%)減少している。男女別では、男子が7,397人(構成比91.8%)、女子が659人(同8.2%)となっている。

最近10年間の新収容人員の推移は、第2表のとおりであり、減少傾向にある。

平成19年を100とした指数で見ると、同28年は、総数が51(男子が53、女子が37)となっている。

第2表 新収容人員の推移

区分	平成19年	20	21	22	23	24	25	26	27	28	
人員	総数	15,800	15,098	14,565	13,639	13,189	12,547	11,491	10,194	9,132	8,056
	男	14,012	13,504	13,026	12,189	11,834	11,366	10,382	9,251	8,413	7,397
	女	1,788	1,594	1,539	1,450	1,355	1,181	1,109	943	719	659
指数	総数	100	96	92	86	83	79	73	65	58	51
	男	100	96	93	87	84	81	74	66	60	53
	女	100	89	86	81	76	66	62	53	40	37

(注) 1 新収容人員とは、調査年において本来の観護の措置、勾留に代わる観護の措置、勾留、鑑別のための少年鑑別所への収容又はその他(引致状等による入所)により入所した者をいい、逃走者の連戻し又は施設間の移送により入所した者は含んでいない(用語の解説参照)。

2 1表(16-00-01)参照

3 新収容者の年齢

平成28年における新収容者の人員は7,770人で、前年(8,769人)に比べ999人(11.4%)減少している。男女別では、男子が7,163人(構成比92.2%)、女子が607人(同7.8%)である。

新収容者の年齢別人員及び構成比は、第3表のとおりである。調査年(平成28年)の新収容者総数に対する年齢別構成比は、総数では19歳が22.3%と最も高く、次いで17歳が20.8%、18歳が19.4%の順となっている。

これを男女別に見ると、男子は19歳の22.7%、17歳の20.8%に次いで、18歳が19.7%の順となっている。

女子は17歳の20.6%、16歳の18.5%に次いで、19歳が18.0%の順となっている。

第3表 新収容者の年齢別人員及び構成比

区分	総数	年少少年			中間少年			年長少年					
		13歳以下	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳	20歳以上				
人員	総数	7,770	1,546	99	541	906	2,933	1,318	1,615	3,291	1,504	1,734	53
	男	7,163	1,384	89	482	813	2,696	1,206	1,490	3,083	1,409	1,625	49
	女	607	162	10	59	93	237	112	125	208	95	109	4
構成比	総数	100.0	19.9	1.3	7.0	11.7	37.7	17.0	20.8	42.4	19.4	22.3	0.7
	男	100.0	19.3	1.2	6.7	11.3	37.6	16.8	20.8	43.0	19.7	22.7	0.7
	女	100.0	26.7	1.6	9.7	15.3	39.0	18.5	20.6	34.3	15.7	18.0	0.7
前年の構成比	100.0	21.8	1.2	8.8	11.8	39.4	18.5	20.9	38.9	18.7	19.3	0.8	

- (注) 1 新収容者とは、少年鑑別所送致の決定により入所した者で、かつ、調査年において逃走、施設間の移送又は死亡以外の事由により退所した者をいう(用語の解説参照)。
 2 前年の構成比とは、前年(平成27年)の総数に対する構成比である(以下この結果の概要において同じ。)
 3 6表(16-00-06)参照

4 新収容者の非行名

平成28年における新収容者の非行名別人員及び構成比は、第4表のとおりである。総数の構成比を刑法犯、特別法犯、く犯の別で見ると、刑法犯が79.3%、特別法犯が17.4%、く犯が3.3%となっている。

次に、総数の非行名別構成比を見ると、最も高いものから窃盗(32.4%)、傷害(18.4%)、道路交通法違反(10.2%)の順となっている。さらに、それぞれの内訳を男女別で見ると、男女ともに窃盗(男子32.8%、女子27.5%)が最も多い点は共通しているが、第2位以降は男女で相違が見られる。男子は傷害(18.7%)、道路交通法違反(10.9%)、詐欺(6.4%)、女子はく犯(16.8%)、傷害(14.7%)、覚せい剤取締法違反(11.5%)の順となっている。

第4表 新収容者の非行名別人員及び構成比

非 行 名	総数	構成比			男	構成比		女	構成比	
総 数	7,770	100.0	(100.0)		7,163	100.0		607	100.0	
刑 法 犯	6,163	79.3	(81.2)		5,789	80.8		374	61.6	
公務執行妨害	65	0.8	(1.1)		64	0.9		1	0.2	
放 火	30	0.4	(0.5)		28	0.4		2	0.3	
住 居 侵 入	146	1.9	(2.0)		143	2.0		3	0.5	
強制わいせつ・強姦	366	4.7	(3.8)		366	5.1		0	0.0	
殺 人	32	0.4	(0.4)		27	0.4		5	0.8	
傷 害	1,426	18.4	(20.9)		1,337	18.7		89	14.7	
過失運転致死傷	104	1.3	(1.2)		97	1.4		7	1.2	
窃 盗	2,515	32.4	(31.6)		2,348	32.8		167	27.5	
強 盗	230	3.0	(3.0)		227	3.2		3	0.5	
詐 欺	479	6.2	(5.5)		457	6.4		22	3.6	
恐 喝	302	3.9	(4.3)		267	3.7		35	5.8	
暴力行為等処罰に関する法律	76	1.0	(1.2)		66	0.9		10	1.6	
そ の 他	392	5.0	(5.6)		362	5.1		30	4.9	
特 別 法 犯	1,354	17.4	(15.7)		1,223	17.1		131	21.6	
覚せい剤取締法	107	1.4	(1.2)		37	0.5		70	11.5	
道路交通法	793	10.2	(10.1)		778	10.9		15	2.5	
毒物及び劇物取締法	4	0.1	(0.1)		3	0.0		1	0.2	
そ の 他	450	5.8	(4.4)		405	5.7		45	7.4	
ぐ 犯	253	3.3	(3.1)		151	2.1		102	16.8	

(注) 1 「強制わいせつ・強姦」には強制わいせつ致死傷、強姦致死傷を、「傷害」には傷害致死及び暴行を、「強盗」には強盗致死傷及び強盗強姦・同致死を含む。

2 ()内の数は、前年の構成比である。

3 7表(16-00-07)から9表(16-00-09)まで参照

5 新収容者の入所回数

平成28年における新収容者の入所回数別人員及び構成比は、第5表のとおりである。初入者と再入者(今回の入所を含めて入所2回以上の者)を構成比で見ると、初入者が67.8%、再入者が32.2%である。

第5表 新収容者の入所回数別人員及び構成比

区 分	総数	初回	2回	3回	4回	5回以上
人 員	7,770	5,267	1,593	578	201	131
(構成比)	(100.0)	(67.8)	(20.5)	(7.4)	(2.6)	(1.7)
前年の構成比	100.0	68.2	20.9	6.9	2.6	1.5

(注) 12表(16-00-12)参照

6 新収容者の非行時の身上

平成28年における新収容者の非行時の身上は、第6表のとおりである。総数について、非行時の身上に該当のある者と該当のない者それぞれの構成比を見ると、該当ありが30.4%、該当なしが69.5%となっている。男女別では、該当ありの男子が31.5%、女子が17.6%、該当なしの男子が68.4%、女子が82.2%となっている。

次に、非行時の身上に該当のある者（総数）の内訳ごとの構成比を見ると、1号観察中（19.6%）、2号観察中（8.7%）の順で高く、該当のある者の中で保護観察中が9割以上を占めている。

第6表 新収容者の非行時の身上及び構成比

区 分	総数	構成比		男	構成比	女	構成比
総 数	7,770	100.0	(100.0)	7,163	100.0	607	100.0
該 当 あ り	2,362	30.4	(29.4)	2,255	31.5	107	17.6
1 号 観 察 中	1,523	19.6	(19.3)	1,457	20.3	66	10.9
2 号 観 察 中	673	8.7	(8.2)	656	9.2	17	2.8
試 験 観 察 中	29	0.4	(0.3)	20	0.3	9	1.5
補 導 委 託 在 宅	102	1.3	(1.2)	95	1.3	7	1.2
刑 執 行 猶 予 中	1	0.0	(0.0)	1	0.0	-	-
施 設 在 所 中	34	0.4	(0.3)	26	0.4	8	1.3
該 当 な し	5,397	69.5	(70.3)	4,898	68.4	499	82.2
不 詳	11	0.1	(0.3)	10	0.1	1	0.2

（注）1 （ ）内の数は、前年の構成比である。

2 13表（16-00-13）参照

7 新収容者の居住状況

平成28年における新収容者の居住状況別人員及び構成比は、第7表のとおりである。総数についてその構成比を見ると、非行時に家族と居住していた者が80.1%と最も高く、次いでアパート・下宿・間借り・寮が6.1%、知人宅が2.7%の順となっている。

次に、男女別にその構成比を見ると、男女ともに家族と居住（男子81.5%、女子63.8%）が最も高い点では共通しているものの、女子の特徴として、男子に比べて家族と居住していた割合が17.7ポイント低くなっている。その一方で、同棲が6.8%（男子2.1%）、施設が5.3%（男子1.9%）、知人宅が4.8%（男子2.5%）とその割合が男子より高くなっている。

第7表 新収容者の居住状況別人員及び構成比

区 分	総数	構成比		男	構成比	女	構成比
総 数	7,770	100.0	(100.0)	7,163	100.0	607	100.0
家 族 と 居 住	6,226	80.1	(81.2)	5,839	81.5	387	63.8
同 棲	195	2.5	(2.0)	154	2.1	41	6.8
アパ-ト・下宿・間借り・寮	474	6.1	(5.5)	435	6.1	39	6.4
住 込 み	36	0.5	(0.7)	35	0.5	1	0.2
作 業 員 宿 舎	14	0.2	(0.4)	13	0.2	1	0.2
知 人 宅	210	2.7	(2.9)	181	2.5	29	4.8
施 設	169	2.2	(1.7)	137	1.9	32	5.3
不 良 者 の 居 所	37	0.5	(0.7)	23	0.3	14	2.3
浮 浪	128	1.6	(1.7)	113	1.6	15	2.5
旅 館 ・ ホ テ ル	9	0.1	(0.3)	8	0.1	1	0.2
不 定	196	2.5	(1.9)	160	2.2	36	5.9
そ の 他	47	0.6	(0.4)	39	0.5	8	1.3
不 詳	29	0.4	(0.5)	26	0.4	3	0.5

（注）1 （ ）内の数は、前年の構成比である。

2 17表（16-00-17）参照

8 新収容者の非行名別不良集団関係

平成28年における新収容者の非行名別不良集団関係の構成比は、第8表のとおりである。非行時における不良集団との関係の有無について、総数の構成比を見ると、関係のある者が36.6%、関係のない者が61.2%となっている。なお、非行名別構成比を高いものから並べると、不良集団関係の有無にかかわらず窃盗（あり34.5%、なし31.3%）、傷害（あり19.0%、なし18.1%）の順になっている点は、結果の概要4「新収容者の非行名」で指摘された傾向と大きく変わらない。

また、非行名ごとに不良集団関係の有無の構成比を見ると、ほとんどが不良集団関係ありの者がなしの者の比率を下回っているものの、公務執行妨害（あり49.2%、なし47.7%）、道路交通法違反（あり60.5%、なし38.3%）においては、その傾向が逆転している。

第8表 新収容者の非行名別不良集団関係の構成比

非 行 名	総数	あ り	あ り				な し	不詳		
			不良生徒・ 学生集団	地域不良 集 団	暴走族	暴力団				
総 数	100.0 [7,770]	36.6 [2,842]	7.9 [613]	22.4 [1,742]	5.1 [397]	1.2 [90]	61.2 [4,756]	2.2 [172]		
		(100.0)					(100.0)			
刑 法 犯	100.0	(76.0)	35.1	8.5	21.8	3.7	1.1	(81.2)	62.7	2.3
公 務 執 行 妨 害	100.0	(1.1)	49.2	12.3	27.7	9.2	-	(0.7)	47.7	3.1
放 火	100.0	(0.1)	6.7	6.7	-	0.0	-	(0.6)	93.3	-
住 居 侵 入	100.0	(1.2)	23.3	4.1	17.1	1.4	0.7	(2.4)	76.7	0.0
強 制 わ い せ つ ・ 強 姦	100.0	(1.4)	10.7	2.5	7.4	0.8	-	(6.8)	88.8	0.5
殺 人	100.0	(0.0)	0.0	-	0.0	-	-	(0.7)	100.0	-
傷 害	100.0	(19.0)	37.9	9.7	21.9	5.6	0.6	(18.1)	60.4	1.8
過 失 運 転 致 死 傷	100.0	(1.4)	38.5	6.7	26.9	3.8	1.0	(1.3)	61.5	0.0
窃 盗	100.0	(34.5)	39.0	10.5	24.9	2.7	0.9	(31.3)	59.2	1.8
強 盗	100.0	(3.5)	43.0	5.7	30.9	4.8	1.7	(2.6)	53.5	3.5
詐 欺	100.0	(4.6)	27.1	3.8	16.3	2.7	4.4	(6.6)	66.0	6.9
恐 喝	100.0	(4.4)	41.1	6.0	23.8	9.3	2.0	(3.5)	55.3	3.6
暴力行為等処罰に関する法律 そ の 他	100.0	(1.0)	38.2	10.5	23.7	2.6	1.3	(0.9)	59.2	2.6
そ の 他	100.0	(3.9)	28.6	7.9	17.3	2.8	0.5	(5.6)	68.4	3.1
特 別 法 犯	100.0	(21.3)	44.6	5.2	26.1	11.9	1.3	(15.2)	53.2	2.1
覚 せ い 剤 取 締 法	100.0	(1.2)	31.8	0.9	23.4	1.9	5.6	(1.4)	63.6	4.7
道 路 交 通 法	100.0	(16.9)	60.5	7.2	33.4	19.2	0.8	(6.4)	38.3	1.1
毒 物 及 び 劇 物 取 締 法	100.0	(0.1)	50.0	0.0	25.0	-	25.0	(0.0)	50.0	-
そ の 他	100.0	(3.1)	19.6	2.9	14.0	1.6	1.1	(7.3)	77.1	3.3
ぐ 犯	100.0	(2.7)	30.4	7.5	17.4	3.6	2.0	(3.6)	68.4	1.2
前 年 の 構 成 比	100.0		37.0	9.4	21.5	5.1	1.1		61.0	2.0

- (注) 1 「強制わいせつ・強姦」には強制わいせつ致死傷、強姦致死傷を、「傷害」には傷害致死及び暴行を、「強盗」には強盗致死傷及び強盗強姦・同致死を含む。
- 2 []内の数は実人員であり、()内の数は不良集団に関係のある者又は関係のない者の非行名別構成比である。
- 3 21表(16-00-21)参照

9 新収容者の薬物等使用関係

平成28年における新収容者の薬物等使用関係別人員及び構成比は、第9表のとおりである。総数の構成比を見ると、非行時に薬物等を使用していた者（第9表中の「あり」）は6.8%、使用していない者（同「なし」）は92.3%となっている。また、男女別に使用していた者の構成比を見ると、男子は6.0%、女子は16.6%となっており、男子に比べて女子の使用率が高くなっている。

さらに、薬物等を使用していた者について、使用薬物等の種類別にその構成比を高いものから順に並べると、男子は大麻が3.1%、覚せい剤が0.8%、有機溶剤が0.5%となっているが、女子は覚せい剤が12.5%、大麻が1.3%、麻薬・あへん及び指定薬物がいずれも0.7%となっており、覚せい剤が高率となっている。

第9表 新収容者の薬物等使用関係別人員及び構成比

区	分	総数	構成比		男	構成比	女	構成比
総	数	7,770	100.0	(100.0)	7,163	100.0	607	100.0
あ	り	532	6.8	(4.7)	431	6.0	101	16.6
	麻薬・あへん	34	0.4	(0.2)	30	0.4	4	0.7
	大麻	229	2.9	(1.4)	221	3.1	8	1.3
	覚せい剤	136	1.8	(1.4)	60	0.8	76	12.5
	有機溶剤	36	0.5	(0.3)	35	0.5	1	0.2
	指定薬物	18	0.2	} (1.4)	14	0.2	4	0.7
	その他	79	1.0		71	1.0	8	1.3
な	し	7,172	92.3	(94.6)	6,669	93.1	503	82.9
不	詳	66	0.8	(0.7)	63	0.9	3	0.5

(注) 1 () 内の数は、前年の構成比である。

2 21表(16-00-21)参照

10 新収容者の鑑別判定別審判決定等

平成28年における新収容者の鑑別判定別審判決定等の人員及び構成比は、第10表のとおりである。鑑別判定別の構成比を見ると、少年院送致が53.9%と最も高く、次いで在宅保護のうち保護観察（以下本項において「保護観察」という。）が30.4%となっている。また、審判決定等別の構成比を総数で見ると、保護観察が37.0%と最も高く、次いで少年院送致が33.1%、試験観察が14.0%の順となっている。

さらに、鑑別判定と審判決定等との一致率を見ると、保護観察が81.9%と最も高く、次いで児童自立支援施設・児童養護施設送致が59.3%、少年院送致が58.8%の順となっている。

第10表 新収容者の鑑別判定別審判決定等の人員及び構成比

鑑別判定	審判決定等	総数	保護処分			知事・児童相談所長送致	検察官送致	審判不開始・不処分	観護措置の取消し	試験観察	その他		
			保護観察	児童自立支援施設・児童養護施設送致	少年院送致								
総数		7,770	2,876	173	2,570	45	124	87	808	1,085	2		
人員	保護不要	29	24	-	-	-	-	3	1	1	-		
	在宅保護	保護観察	2,364	1,936	1	44	6	2	18	59	297	1	
		その他	40	4	5	3	18	-	-	1	9	-	
	少年院送致	4,186	844	20	2,461	4	14	22	83	737	1		
	児童自立支援施設・児童養護施設送致	保護不適	246	39	146	12	16	-	1	3	29	-	
		その他	88	8	-	15	-	46	11	8	-	-	
	保留	4	1	-	-	-	-	1	2	-	-		
構成比	判定未了	181	12	-	12	1	17	7	128	4	-		
	その他	576	3	-	8	-	27	16	518	4	-		
	その他	56	5	1	15	-	18	8	5	4	-		
総数		(100.0)	100.0	37.0	2.2	33.1	0.6	1.6	1.1	10.4	14.0	0.0	
人員	保護不要	(0.4)	100.0	82.8	-	-	-	-	10.3	3.4	3.4	-	
	在宅保護	保護観察	(30.4)	100.0	81.9	0.0	1.9	0.3	0.1	0.8	2.5	12.6	0
		その他	(0.5)	100.0	10.0	12.5	7.5	45.0	-	-	2.5	22.5	-
	少年院送致	(53.9)	100.0	20.2	0.5	58.8	0.1	0.3	0.5	2.0	17.6	0.0	
	児童自立支援施設・児童養護施設送致	保護不適	(3.2)	100.0	15.9	59.3	4.9	6.5	-	0.4	1.2	11.8	-
		その他	(1.1)	100.0	9.1	-	17.0	-	52.3	12.5	9.1	-	-
	保留	(0.1)	100.0	25.0	-	-	-	-	25.0	50.0	-	-	
構成比	判定未了	(2.3)	100.0	6.6	-	6.6	0.6	9.4	3.9	70.7	2.2	-	
	その他	(7.4)	100.0	0.5	-	1.4	-	4.7	2.8	89.9	0.7	-	
	その他	(0.7)	100.0	8.9	1.8	26.8	-	32.1	14.3	8.9	7.1	-	

(注) 1 ()内の数は、鑑別判定別の構成比である。

2 28表(16-00-28)参照

11 鑑別の受付人員及び終了人員

平成28年における鑑別の受付人員は17,469人であった。このうち、鑑別の終了人員は受付人員の91.7%に当たる16,011人であった。

第11表 鑑別の受付人員の構成比

区分	総数	家庭裁判所関係			法務省・厚生労働省関係				少年院の指定に係る鑑別	
		自所収容者	在宅者	その他	矯正施設	保護観察所等	児童自立支援施設等			
平成28年	100.0 (17,469)	50.6 (8,834)	48.6 (8,489)	2.0 (345)	- (-)	34.9 (6,089)	9.3 (1,627)	25.4 (4,434)	0.2 (28)	14.6 (2,546)

(注) 1 () 内の数は実人員である。

2 3表(16-00-03)参照

第12表 鑑別の終了人員の構成比

区分	総数	家庭裁判所関係			法務省・厚生労働省関係				少年院の指定に係る鑑別	
		自所収容者	在宅者	その他	矯正施設	保護観察所等	児童自立支援施設等			
平成28年	100.0 (16,011)	46.3 (7,414)	44.3 (7,086)	2.0 (328)	- (-)	37.8 (6,045)	10.1 (1,624)	27.4 (4,395)	0.2 (26)	15.9 (2,552)

(注) 1 () 内の数は実人員である。

2 3表(16-00-03)参照

12 退所者の退所事由別人員

平成28年における退所者(逃走及び施設間の移送を除く。)は8,230人で、前年(9,144人)に比べ914人(10.0%)減少している。これを男女別に見ると、男子が7,565人(構成比91.9%)、女子が665人(同8.1%)となっている。

退所者の退所事由別人員及び構成比は、第13表のとおりである。総数について見ると、保護観察が2,876人と最も多く、次いで少年院送致が2,571人、試験観察が1,085人の順となっている。

第13表 退所者の退所事由別人員及び構成比

区分	総数	保護処分			知事・児童相談所長送致	検察官送致	審判不開始・不処分	観護措置の取消し	試験観察	鑑別のための少年鑑別所への収容の終了	仮収容の終了	その他
		保護観察	児童自立支援施設・児童養護施設送致	少年院送致								
人員	8,230	2,876	173	2,571	45	124	87	808	1,085	94	54	313
男	7,565	2,674	141	2,376	35	117	77	766	977	76	46	280
女	665	202	32	195	10	7	10	42	108	18	8	33
(構成比)	(100.0)	(34.9)	(2.1)	(31.2)	(0.5)	(1.5)	(1.1)	(9.8)	(13.2)	(1.1)	(0.7)	(3.8)
前年の構成比	100.0	39.7	1.9	30.0	0.5	1.7	1.0	9.4	11.5	0.2	0.2	3.8

(注) 1表(16-00-01)参照

少年院

1 収容状況

平成28年における全国の少年院の1日平均収容人員は2,462人で、前年(2,633人)に比べ171人(6.5%)減少している。男女別では、男子が2,260人(構成比91.8%)、女子が202人(同8.2%)となっている。

最近10年間の1日平均収容人員の推移は、第1表のとおりである。これを総数で見ると、減少傾向にある。

平成19年を100とした指数で見ると、同28年は総数が66(男子68、女子50)となっている。

第1表 1日平均収容人員の推移

区 分	平成19年	20	21	22	23	24	25	26	27	28	
人員	総数	3,716	3,474	3,579	3,410	3,191	3,211	3,054	2,803	2,633	2,462
	男	3,309	3,083	3,183	3,056	2,866	2,906	2,769	2,543	2,411	2,260
	女	407	391	396	354	326	305	286	260	221	202
指数	総数	100	93	96	92	86	86	82	75	71	66
	男	100	93	96	92	87	88	84	77	73	68
	女	100	96	97	87	80	75	70	64	54	50

(注) 少年院の統計表(以下記載を省略。)の1表(16-00-01)参照

2 新収容者の人員

平成28年における新収容者の人員は2,563人で、前年(2,743人)に比べ180人(6.6%)減少している。男女別では、男子が2,369人(構成比92.4%)、女子が194人(同7.6%)となっている。

最近10年間の新収容者の人員の推移は、第2表のとおりであり、これを総数で見ると、減少傾向にある。

平成19年を100とした指数で見ると、同28年は、総数が63(男子が65、女子が47)となっている。

第2表 新収容者の人員の推移

区 分	平成19年	20	21	22	23	24	25	26	27	28	
人員	総数	4,074	3,971	3,962	3,619	3,486	3,498	3,193	2,872	2,743	2,563
	男	3,665	3,583	3,544	3,285	3,157	3,206	2,915	2,653	2,538	2,369
	女	409	388	418	334	329	292	278	219	205	194
指数	総数	100	97	97	89	86	86	78	70	67	63
	男	100	98	97	90	86	87	80	72	69	65
	女	100	95	102	82	80	71	68	54	50	47

(注) 1 新収容者とは、調査年において少年院送致の決定により新たに入院した者をいう(用語の解説参照)。

2 4表(16-00-04)参照

3 新収容者の年齢

平成28年における新収容者の年齢別人員及び構成比(矯正教育課程別)は、第3表のとおりである。新収容者総数(2,563人)について年齢別構成比を見ると、19歳が25.2%と最も高く、次いで18歳が22.3%となっている。また、男女別で年齢別構成比の高い順に挙げると、男子は19歳(25.6%)、18歳(22.4%)、17歳(21.1%)の順であるが、女子は16歳(22.7%)に次いで18歳(21.1%)、19歳(19.6%)となっている。

次に、矯正教育課程ごとに男女の年齢別構成比を見ると、SE・SA対象者では男女ともに中間少年(男子44.9%、女子45.5%)が最も高く、SE・SA対象者以外では、男女ともに年長少年(男子50.4%、女子41.3%)が上位を占めている。

第3表 新収容者の年齢別人員及び構成比(矯正教育課程別)

区分	総数	年少少年			中間少年			年長少年						
		13歳以下	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳	20歳以上					
人員	総数	2,563	377	7	105	265	967	434	533	1,219	572	645	2	
	男	2,369	340	7	95	238	889	390	499	1,140	531	607	2	
	女	194	37	-	10	27	78	44	34	79	41	38	-	
構成	総数	100.0	14.7	0.3	4.1	10.3	37.7	16.9	20.8	47.6	22.3	25.2	0.1	
	男	100.0	14.4	0.3	4.0	10.0	37.5	16.5	21.1	48.1	22.4	25.6	0.1	
比	女	100.0	19.1	-	5.2	13.9	40.2	22.7	17.5	40.7	21.1	19.6	-	
	前年の構成比	100.0	16.4	0.4	4.7	11.4	39.7	17.8	21.8	43.9	23.0	21.0	-	
矯正教育課程	SE・SA対象者	男	100.0	15.7	0.2	3.1	12.4	44.9	19.3	25.7	39.3	19.7	19.7	-
	女		100.0	18.2	-	-	18.2	45.5	18.2	27.3	36.4	13.6	22.7	-
	SE・SA対象者以外	男	100.0	14.0	0.3	4.2	9.4	35.6	15.7	19.9	50.4	23.1	27.1	0.1
	女		100.0	19.2	-	5.8	13.4	39.5	23.3	16.3	41.3	22.1	19.2	-

(注) 1 SE・SA対象者とは、矯正教育課程の短期義務教育課程(SE)又は短期社会適応課程(SA)の対象者である。

2 SE・SA対象者以外とは、矯正教育課程の短期義務教育課程(SE)及び短期社会適応課程(SA)以外の対象者である。

3 20表(16-00-20)参照

4 新収容者の少年院の種類及び矯正教育課程等

平成28年における新収容者の少年院の種類及び矯正教育課程別人員・構成比は、第4表のとおりである。少年院の種類別構成比を見ると、第1種が95.6%と最も高く、次いで第2種が2.3%、第3種が2.1%となっている。

矯正教育課程別構成比では、SE・SA対象者以外が80.3%を占めており、SE・SA対象者は19.7%である。

種類	総数	第1種	第2種	第3種
矯正教育課程				
総数	2,563	2,451	59	53
	(100.0)	(95.6)	(2.3)	(2.1)
SE・SA対象者	505	505	-	-
	(19.7)			
SE・SA対象者以外	2,058	1,946	59	53
	(80.3)			
前年の構成比	100.0	95.5	2.0	2.6

(注) 1 ()内の数は、新収容者総数(2,563名)に対する構成比である。

2 7表(16-00-7)参照

5 新収容者の非行名

平成28年における新収容者の非行名別人員及び構成比は、第5表のとおりである。総数の構成比を刑法犯、特別法犯、く犯の別で見ると、刑法犯が82.5%、特別法犯が14.8%、く犯が2.7%となっている。

次に、総数の非行名別構成比を見ると、高いものから順に窃盗(31.9%)、傷害(18.2%)、詐欺(8.3%)、道路交通法違反(8.2%)となっている。これを男女別で見ると、構成比の高いものから順に男子は窃盗(32.8%)、傷害(18.7%)、道路交通法違反(8.7%)、詐欺(8.6%)、女子は覚せい剤取締法違反(24.7%)、窃盗(21.6%)、く犯(16.0%)、傷害(12.4%)となっている。

なお、男女別構成比の相違点としては、男子で上位にある道路交通法違反は女子においては1.5%であり、女子の構成比の中では中位にある一方で、女子において上位にある覚せい剤取締法違反が男子においては0.9%と低く、男子の構成比の中では下位にあることなどが挙げられる。

第5表 新収容者の非行名別人員及び構成比

非 行 名	総数	構成比	男	構成比	女	構成比
総 数	2,563	100.0 (100.0)	2,369	100.0	194	100.0
刑 法 犯	2,114	82.5 (85.0)	2,013	85.0	101	52.1
公務執行妨害	10	0.4 (0.4)	10	0.4	-	-
放火	14	0.5 (0.7)	14	0.6	-	-
住居侵入	18	0.7 (0.9)	17	0.7	1	0.5
強制わいせつ・強姦	157	6.1 (4.7)	157	6.6	-	-
殺人	17	0.7 (0.7)	12	0.5	5	2.6
傷害	467	18.2 (20.0)	443	18.7	24	12.4
過失運転致死傷	56	2.2 (2.2)	54	2.3	2	1.0
窃盗	818	31.9 (32.2)	776	32.8	42	21.6
強盗	132	5.2 (5.4)	130	5.5	2	1.0
詐欺	213	8.3 (9.1)	204	8.6	9	4.6
恐喝	113	4.4 (4.4)	104	4.4	9	4.6
暴力行為等処罰に関する法律	16	0.6 (0.7)	13	0.5	3	1.5
その他	83	3.2 (3.5)	79	3.3	4	2.1
特 別 法 犯	379	14.8 (12.0)	317	13.4	62	32.0
覚せい剤取締法	69	2.7 (2.6)	21	0.9	48	24.7
道路交通法	209	8.2 (6.9)	206	8.7	3	1.5
毒物及び劇物取締法	3	0.1 (0.1)	2	0.1	1	0.5
その他	98	3.8 (2.5)	88	3.7	10	5.2
ぐ 犯	70	2.7 (3.0)	39	1.6	31	16.0

(注) 1 「強制わいせつ・強姦」には強制わいせつ致死傷，強姦致死傷を，「傷害」には傷害致死及び暴行を，「強盗」には強盗致死傷及び強盗強姦・同致死を含む。

2 ()内の数は，前年の構成比である。

3 4表(16-00-04)参照

6 新収容者の入院回数

平成28年における新収容者の入院回数別人員及び構成比は，第6表のとおりである。初入者と再入者(今回の入院を含めて入院2回以上の者)を構成比で見ると，初入者が80.5%，再入者が19.5%となっている。

第6表 新収容者の入院回数別人員及び構成比

区 分	総数	初回	2回	3回	4回以上
人 員	2,563	2,064	417	78	4
(構 成 比)	(100.0)	(80.5)	(16.3)	(3.0)	(0.2)
前年の構成比	100.0	83.2	14.8	1.8	0.1

(注) 21表(16-00-21)参照。なお，同表は少年院新収容者の少年院送致歴を計上しているため，今回の入院を除いた入院回数となるが，本表では今回の入院を含めた入院回数を計上している。

7 新収容者の薬物等使用関係

平成28年における新収容者の薬物等使用関係別人員及び構成比は、第7表のとおりである。まず総数の構成比について見ると、非行時に薬物等を使用していた者（表中の「あり」）11.7%、使用していない者（同「なし」）88.0%となっている。さらに、使用していた者（11.7%）について、その使用薬物等の構成比で見ると、高いものから順に大麻（4.1%）、覚せい剤（3.7%）、有機溶剤（0.9%）となっている。

次に、使用していた者の構成比を男女別で見ると、男子が9.7%であるのに対し、女子が36.1%であり、男子に比べて女子の使用率が高くなっている。さらに、使用薬物等の種類別構成比については、男子は大麻（4.2%）、覚せい剤（1.8%）、有機溶剤（0.9%）となっている。これに対し、女子は覚せい剤が最も高く（27.3%）、次いで大麻（2.6%）、指定薬物（2.1%）の順となっており、男子に比べ女子は覚せい剤が高率となっている。

第7表 新収容者の薬物等使用関係別人員及び構成比

区	分	総数	構成比		男	構成比	女	構成比
総	数	2,563	100.0	(100.0)	2,369	100.0	194	100.0
あ	り	299	11.7	(8.6)	229	9.7	70	36.1
	麻薬・あへん	11	0.4	(0.1)	9	0.4	2	1.0
	大麻	105	4.1	(2.2)	100	4.2	5	2.6
	覚せい剤	95	3.7	(3.2)	42	1.8	53	27.3
	有機溶剤	23	0.9	(0.5)	22	0.9	1	0.5
	指定薬物	13	0.5	} (2.6)	9	0.4	4	2.1
	その他	52	2.0		47	2.0	5	2.6
な	し	2,255	88.0	(91.1)	2,132	90.0	123	63.4
不	詳	9	0.4	(0.3)	8	0.3	1	0.5

(注) 1 () 内の数は、前年の構成比である。

2 10表(16-00-10)参照

8 新収容者の共犯関係

平成28年における新収容者の共犯関係別人員及び構成比は、第8表のとおりである。共犯関係の有無について総数の構成比を見ると、共犯関係がある者50.5%、共犯関係がない者47.0%となっている。また、共犯関係がある者（50.5%）の内訳を構成比の高い順から並べると、遊び仲間（33.9%）、不良集団（7.4%）、学校仲間（3.2%）となっている。

次に、共犯関係がある者の構成比を男女別に見ると、男子が51.3%、女子が40.7%となっている。また、共犯関係がある者の内訳の構成比については、男女ともに遊び仲間（男子34.6%、女子25.3%）が最も高く、次いで男子が不良集団（7.8%）、学校仲間（3.2%）、女子は学校仲間（3.1%）、不良集団（2.6%）の順となっている。

第8表 新収容者の共犯関係別人員及び構成比

区分	総数	構成比	男	構成比	女	構成比
総数	2,563	100.0 (100.0)	2,369	100.0	194	100.0
あり	1,294	50.5 (52.2)	1,215	51.3	79	40.7
学校仲間	82	3.2 (2.8)	76	3.2	6	3.1
遊び仲間	869	33.9 (35.3)	820	34.6	49	25.3
職場仲間	43	1.7 (1.7)	42	1.8	1	0.5
施設仲間	13	0.5 (0.6)	12	0.5	1	0.5
親族	21	0.8 (0.7)	20	0.8	1	0.5
行きずり	9	0.4 (0.3)	9	0.4	-	-
不良集団	190	7.4 (8.2)	185	7.8	5	2.6
その他	67	2.6 (2.6)	51	2.2	16	8.2
なし	1,205	47.0 (44.8)	1,092	46.1	113	58.2
不詳	64	2.5 (3.0)	62	2.6	2	1.0

(注) 1 () 内の数は、前年の構成比である。

2 17表(16-00-17)参照

9 新収容者の非行時の身上

平成28年における新収容者の非行時の身上別人員及び構成比は、第9表のとおりである。総数の構成比を見ると、非行時の身上に該当のある者54.6%、該当のない者45.4%となっている。また、該当のある者(54.6%)について、その内訳ごとの構成比を見ると、1号観察中が34.5%と最も高く、次いで2号観察中が15.7%、試験観察中が4.0%の順となっている。

次に、男女別に構成比を見ると、男子は総数同様、該当のある者(56.4%)が該当のない者(43.6%)を上回っているが、女子は該当のない者(67.5%)が該当のある者(32.5%)を上回っている。

第9表 新収容者の非行時の身上別人員及び構成比

区分	総数	構成比	男	構成比	女	構成比	
総数	2,563	100.0 (100.0)	2,369	100.0	194	100.0	
該当あり	1,399	54.6 (55.2)	1,336	56.4	63	32.5	
1号観察中	885	34.5 (36.6)	848	35.8	37	19.1	
2号観察中	403	15.7 (14.4)	392	16.5	11	5.7	
試験観察中	補導委託	23	0.9 (0.7)	16	0.7	7	3.6
	在宅	79	3.1 (2.9)	73	3.1	6	3.1
刑執行猶予中	-	- (0.1)	-	-	-	-	
施設在所中	9	0.4 (0.5)	7	0.3	2	1.0	
該当なし	1,164	45.4 (44.8)	1,033	43.6	131	67.5	
不詳	-	- (-)	-	-	-	-	

(注) 1 () 内の数は、前年の構成比である。

2 12表(16-00-12)参照

10 新収容者の非行時の職業

平成28年における新収容者の非行時の職業別人員及び構成比は、第10表のとおりである。これを構成比で見ると、有職者が全体の42.3%、無職者のうち、学生・生徒以外の者が30.8%、学生・生徒が26.9%となっている。

次に、有職者の内訳を構成比で見ると、建設・採掘が27.8%で最も高く、次いでサービス職業（接客関係）が4.4%となっている。

第10表 新収容者の非行時の職業別人員及び構成比

区分	総数	事務	販売	サービス職業			農林 漁業	輸送 ・ 機械運転	生産 工程	建設・ 採掘	運搬・ 清掃・ 包装等	その 他の 職業	無職者		不詳
				調理 関係	接客 関係	その他							学生 ・ 生徒	その他	
総 数	2563	2	22	29	114	31	7	6	55	712	43	63	689	790	-
(構 成 比)	(100.0)	(0.1)	(0.9)	(1.1)	(4.4)	(1.2)	(0.3)	(0.2)	(2.1)	(27.8)	(1.7)	(2.5)	(26.9)	(30.8)	(-)
前 年 の 構 成 比	100.0	0.2	0.8	0.8	3.7	1.5	0.5	0.5	5.0	24.1	1.5	1.8	28.9	30.7	0.1

(注) 26表(16-00-26)参照

11 新収容者の教育程度

平成28年における新収容者の矯正教育課程別教育程度の構成比は、第11表のとおりである。総数について構成比を見ると、昨年同様高等学校中退が最も高く36.8%、次いで中学校卒業が28.9%となっている。また、中学校在学中の者の占める割合は9.6%、高等学校在学中の者の占める割合は18.5%となっている。

次に、矯正教育課程ごとに教育程度別の構成比を見ると、最終学歴が中学校である者の割合は、SE・SA対象者以外の者がSE・SA対象者より高く(SE・SA対象者33.5%、SE・SA対象者以外39.8%)、最終学歴が高等学校である者の割合はSE・SA対象者がSE・SA対象者以外の者より高くなっている(SE・SA対象者64.0%、SE・SA対象者以外58.4%)。

第11表 新収容者の矯正教育課程別教育程度の構成比

教育程度	総数	中学校					高等 学校					その他	
		在学	卒業	その他	不詳	在学	中退	卒業	不詳				
矯正教育課程													
総数	100.0 (2,563)	38.6 (989)	9.6 (245)	28.9 (741)	0.1 (3)	- (-)	59.5 (1,524)	18.5 (475)	36.8 (942)	4.2 (107)	- (-)	2.0 (50)	
男	100.0	38.5	9.3	29.1	0.1	-	59.4	18.3	36.8	4.3	-	2.0	
女	100.0	39.2	12.4	26.3	0.5	-	59.8	21.6	36.1	2.1	-	1.0	
前年の構成比	100.0	39.2	11.8	27.2	0.2	-	59.2	17.8	36.7	4.7	0.0	1.6	
SE・SA対象者	100.0	33.5	9.1	24.4	-	-	64.0	24.6	34.3	5.1	-	2.6	
SE・SA対象者以外	100.0	39.8	9.7	30.0	0.1	-	58.4	17.1	37.4	3.9	-	1.8	

(注) 1 ()内の数は、実人員である。

2 24表(16-00-24)参照

12 新収容者の不良集団関係

平成28年における新収容者の矯正教育課程及び保護者別不良集団関係の構成比は、第12表のとおりである。非行時における不良集団関係の有無について、総数の構成比を見ると、関係のある者45.1%、関係のない者52.9%となっている。不良集団に関係のある者についてその内訳を見ると、地域不良集団が30.4%と最も高く、次いで暴走族が7.3%、不良生徒・学生集団が5.5%となっている。

次に、矯正教育課程別に不良集団に関係のある者の構成比を見ると、SE・SA対象者が47.5%、SE・SA対象者以外が44.5%となっている。

なお、保護者別の実数については、実父母819人、実父257人、実母1,032人、実父義母63人、義父実母249人、養父(母)33人、その他100人、なし10人となっている。

第12表 新収容者の矯正教育課程及び保護者別不良集団関係の構成比

矯正教育課程・保護者		不良集団						なし	不詳
		総数	あり	不良生徒・ 学生集団	地域不良 集 団	暴走族	暴力団		
矯正 教育 課程	総 数	100.0 (2,563)	45.1 (1,156)	5.5 (140)	30.4 (778)	7.3 (186)	2.0 (52)	52.9 (1,357)	2.0 (50)
	SE・SA対象者	100.0	47.5	6.5	29.1	11.5	0.4	50.9	1.6
	SE・SA対象者以外	100.0	44.5	5.2	30.7	6.2	2.4	53.4	2.0
前年の構成比		100.0	44.6	7.6	28.0	6.9	2.1	53.8	1.5
保護 者	実 父 母	100.0	41.4	5.3	25.6	8.3	2.2	56.4	2.2
	実 父	100.0	44.0	3.9	30.7	8.6	0.8	54.9	1.2
	実 母	100.0	49.5	6.4	34.7	6.9	1.6	48.4	2.0
	実 父 義 母	100.0	36.5	1.6	28.6	6.3	-	60.3	3.2
	義 父 実 母	100.0	46.2	4.8	32.5	6.0	2.8	52.2	1.6
	養 父 (母)	100.0	60.6	6.1	30.3	12.1	12.1	39.4	-
	そ の 他	100.0	32.0	6.0	20.0	2.0	4.0	66.0	2.0
な し	100.0	30.0	-	20.0	-	10.0	70.0	-	
不 詳	

- (注) 1 () 内の数は、実人員である。
 2 27表(16-00-27)及び31表(16-00-31)参照
 3 平成28年は保護者不詳の該当がなかった。

13 新収容者の前回処分及び前回処分から再非行までの期間

平成28年における新収容者の前回処分等は，第13表のとおりである。前回処分の有無について，総数の構成比を見ると，前回処分がある者76.5%，ない者23.5%となっている。また，前回処分がある者の前回処分別の構成比を見ると，保護観察が37.1%と最も高く，次いで審判不開始・不処分が23.4%，少年院送致が12.9%の順となっている。

さらに，それらの者の中で，前回処分後の再非行である者は93.7%に当たる1,838人であり，再非行までの期間を構成比で見ると，6月を超え1年以内の者が24.8%と最も高く，次いで3月を超え6月以内が19.2%，1月を超え3月以内が15.0%となっている。

第13表 新収容者の前回処分及び前回処分から再非行までの期間（人員及び構成比）

区分	総数	あり	保護処分			知事・児童相談所 長送致	検察官 送致	審判不 開始・ 不処分	刑の執 行・執 行猶予 等	なし	不詳
			保 護 観 察	児童自立 支援施設・ 児童養護 施設送致	少年院 送 致						
			人員 { 総数	2,563	1,961						
男	2,369	1,866	903	38	319	12	24	569	1	503	-
女	194	95	48	4	11	1	-	31	-	99	-
構成比 { 総数	100.0	76.5	37.1	1.6	12.9	0.5	0.9	23.4	0.0	23.5	-
男	100.0	78.8	38.1	1.6	13.5	0.5	1.0	24.0	0.0	21.2	-
女	100.0	49.0	24.7	2.1	5.7	0.5	-	16.0	-	51.0	-
前年の構成比	100.0	75.3	38.2	1.5	10.7	0.6	0.5	23.6	0.2	24.7	-
処 分 あり	<100.0>	1,961	951	42	330	13	24	600	1		
前回処分後の非行	<93.7>	[100.0]	1,838	899	40	313	13	15	557	1	
1月以内		[6.7]	123	73	1	16	-	1	32	-	
3月以内		[15.0]	276	160	3	37	1	4	71	-	
6月以内		[19.2]	353	196	4	49	1	4	98	1	
1年以内		[24.8]	456	214	9	83	4	5	141	-	
1年6月以内		[14.2]	261	112	6	57	4	-	82	-	
2年以内		[7.4]	136	48	6	32	-	-	50	-	
2年を超える		[12.7]	233	96	11	39	3	1	83	-	
前回処分前の非行	<6.2>		121	52	-	17	-	9	43	-	
施設在所中の非行	<0.1>		2	-	2	-	-	-	-	-	
不詳	<0.0>		-	-	-	-	-	-	-	-	

(注) 1 ()内の数は，前回処分ありの者について前回処分別の構成比，< >内の数は，同じく処分ありの者について前回処分後，前回処分前，施設在所中又は不詳別の構成比，[]内の数は，前回処分後の非行について再非行までの期間別の構成比である。

2 14表(16-00-14)参照

14 新収容者の非行名別矯正教育課程等

平成28年における新収容者の非行名別矯正教育課程の人員は、第14表のとおりである。矯正教育課程別人員について、人員の多いものから順に三つ取り上げると、社会適応課程（A）が1,431人、短期義務教育課程及び短期社会適応課程（S）が505人、支援教育課程（N）が448人となっている。

これらの者について非行名の多いものを順に挙げると、社会適応課程は窃盗（482人）、傷害（242人）、詐欺（126人）、短期義務教育課程及び短期社会適応課程は窃盗（151人）、傷害（95人）、道路交通法違反（88人）、支援教育課程は窃盗（147人）、傷害（86人）、強制わいせつ・強姦（40人）の順となっている。

第14表 新収容者の非行名別矯正教育課程の人員

非 行 名	総数	S	S以外				
			E	A	N	D	
総数	2,563 (100.0)	505 (19.7)	2,058 (80.3)	126 (4.9)	1,431 (55.8)	448 (17.5)	53 (2.1)
刑 法 犯	2,114	395	1,719	96	1,211	379	33
公務執行妨害	10	3	7	-	7	-	-
放火	14	1	13	1	7	5	-
住居侵入	18	3	15	-	8	7	-
強制わいせつ・強姦	157	21	136	15	79	40	2
強殺	17	-	17	1	5	10	1
傷害	467	95	372	33	242	86	11
過失運転致死傷	56	15	41	1	36	3	1
窃盗	818	151	667	31	482	147	7
強盗	132	18	114	5	93	15	1
詐欺	213	52	161	4	126	29	2
恐喝	113	16	97	4	77	15	1
暴力行為等処罰に関する法律	16	3	13	-	8	4	1
その他	83	17	66	1	41	18	6
特 別 法 犯	379	107	272	15	196	49	12
覚せい剤取締法	69	4	65	3	47	8	7
道路交通法	209	88	121	8	93	20	-
毒物及び劇物取締法	3	-	3	-	3	-	-
その他	98	15	83	4	53	21	5
ぐ 犯	70	3	67	15	24	20	8
前年の構成比	100.0	20.4	79.6	5.9	53.9	17.3	2.6

(注) 1 「強制わいせつ・強姦」には強制わいせつ致死傷、強姦致死傷を、「傷害」には傷害致死及び暴行を、「強盗」には強盗致死傷及び強盗強姦・同致死を含む。

2 矯正教育課程は、用語の解説中「少年院の矯正教育課程区分表」参照

3 ()内の数は、新収容者総数に対する矯正教育課程ごとの構成比である。

4 12表(16-00-12)参照

15 新収容者の矯正教育課程別前回処遇課程等

平成28年における新収容者の矯正教育課程別前回処遇課程等の人員は、第15表のとおりである。再入者499人（構成比19.5%）中、前回少年院を平成27年5月以前に出院している316人（構成比12.3%）について、前回の処遇課程等と今回の矯正教育課程を見ると、前回処遇課程等で最も多い職業能力開発課程（V）の者（147人）の今回の矯正教育課程は社会適応課程（A）の134人が最多である。次に多い一般短期処遇（S）の者（81人）の今回矯正教育課程についても社会適応課程（A）の78人が最多となっている。

第15表 新収容者の矯正教育課程別前回処遇課程等の人員

前回処遇課程等 今回矯正教育課程	総数	あり	短期処遇			長期処遇							その他	なし
			S	O		G	V	E	H	P	M			
総数	2,563	499	82	81	1	234	10	147	46	31	-	-	183	2,064
		(100.0)	(16.4)	(16.2)	(0.2)	(46.9)	(2.0)	(29.5)	(9.2)	(6.2)	(0.0)	(0.0)	(36.7)	
S	505	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	505
S以外	2,058	499	82	81	1	234	10	147	46	31	-	-	183	1,559
E	126	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	125
A	1,431	427	79	78	1	187	10	134	38	5	-	-	161	1,004
N	448	62	2	2	-	44	-	12	8	24	-	-	16	386
D	53	9	1	1	-	3	-	1	-	2	-	-	5	44

- (注) 1 処遇課程等及び矯正教育課程は、用語の解説中「少年院の処遇課程等区分表」及び「少年院の矯正教育課程区分表」参照
 2 ()内の数は、再入者（前回処遇課程等のある者）に対する処遇課程等ごとの構成比である。
 3 「その他」は平成27年6月以降に前回少年院を出院した者である。
 4 30表（16-00-30）参照

16 出院者の人員

平成28年における出院者の人員は2,750人で、前年に比べ129人(4.5%)減少している。これを男女別に見ると、男子が2,544人(構成比92.5%)、女子が206人(同7.5%)となっている。

また、出院事由別に見ると、退院が7人(構成比0.3%)、仮退院が2,743人(同99.7%)となっている。

最近10年間の出院者の人員の推移は、第16表のとおりである。出院事由別の構成比を見ると、最近10年間で仮退院の比率が高い率で推移している。

第16表 出院者の人員の推移

区分	平成19年	20	21	22	23	24	25	26	27	28	
人員	総数	4,405	4,033	3,892	3,912	3,625	3,440	3,437	3,126	2,879	2,750
	男	3,938	3,626	3,492	3,491	3,289	3,142	3,124	2,856	2,646	2,544
	女	467	407	400	421	336	298	313	270	233	206
人員	退院	61	39	23	29	24	19	9	4	8	7
	仮退院	4,344	3,994	3,869	3,883	3,601	3,421	3,428	3,122	2,871	2,743
構成比	総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	退院	1.4	1.0	0.6	0.7	0.7	0.6	0.3	0.1	0.3	0.3
	仮退院	98.6	99.0	99.4	99.3	99.3	99.4	99.7	99.9	99.7	99.7

(注) 1 出院者とは、調査年において退院又は仮退院の事由により出院した者をいう(用語の解説参照)。

2 1表(16-00-01)参照

17 仮退院者の在院期間

平成28年における仮退院者のうち、SE・SA対象者の在院期間別人員及び構成比は、第17表のとおりである。在院期間別の構成比を見ると、141～161日が47.5%と最も高く、次いで120～140日が37.5%、162～182日が9.5%の順となっている。

第17表 仮退院者(SE・SA対象者)の在院期間別人員及び構成比

区分	在院期間	総数	56日以下	57～77日	78～98日	99～119日	120～140日	141～161日	162～182日	183日以上
人員		514	-	7	4	1	193	244	49	16
構成比		100.0 (100.0)	- (-)	1.4 (0.8)	0.8 (1.4)	0.2 (0.5)	37.5 (31.4)	47.5 (47.5)	9.5 (15.8)	3.1 (2.5)

(注) 1 ()内の数は、前年の構成比である。

2 37表(16-00-37)参照。

次に、SE・SA対象者以外の在院期間別人員及び構成比は、第18表のとおりである。在院期間別の構成比を見ると271～360日が51.3%と最も高く、次いで361～450日が34.5%の順となっており、前年同様の傾向にある。

第18表 仮退院者（SE・SA対象者以外）の在院期間別人員及び構成比

在院期間 区分	総数	180日 以下	181～ 270日	271～ 360日	361～ 450日	451～ 540日	541～ 630日	631～ 720日	721日 以上
人員	2,229	1	13	1,143	769	155	74	24	50
構成比 (前年の構成比)	100.0 (100.0)	0.0 (-)	0.6 (0.3)	51.3 (43.3)	34.5 (39.8)	7.0 (8.8)	3.3 (4.1)	1.1 (1.6)	2.2 (2.2)

(注) 1 ()内の数は、前年の構成比である。

2 36表(16-00-36)参照

18 出院者の職業指導

平成28年における出院者の職業指導種目別実施人員及び構成比は、第19表のとおりである。職業指導を受けた者は出院者の98.5%に当たる2,708人である。

次に、職業指導を受けた者(98.5%)について、その内訳を見ると、職業生活設計指導が45.1%と最も多く、次いで農園芸が18.0%、情報処理が9.3%、木工が4.9%の順となっている。

第19表 出院者の職業指導種目別実施人員及び構成比

種 目	人員	構成比
総 数	2,750	100.0 (100.0)
木 工	136	4.9 (9.6)
陶 芸	123	4.5 (8.9)
農 園 芸	496	18.0 (27.2)
溶 接	187	6.8 (10.6)
職業生活設計指導	1,239	45.1 (11.5)
自動車整備	15	0.5 (0.9)
情報処理	256	9.3 (11.5)
電気工事	17	0.6 (0.9)
土木・建築	88	3.2 (4.4)
手 芸	27	1.0 (3.1)
伝 統 工 芸	29	1.1 (1.4)
給排水設備	6	0.2 (0.4)
介護福祉	15	0.5 (1.0)
そ の 他	74	2.7 (5.0)
な し	42	1.5 (3.8)

(注) 1 職業指導を二以上受けた場合については、主要なもの一を計上した。

2 40表(16-00-40)参照

3 ()内の数は、前年の構成比である。

19 出院者の資格・免許

平成28年における出院者の資格・免許種目別取得人員及び構成比は、第20表のとおりである。職業指導に関連のある資格・免許を取得した者は、出院者の45.9%に当たる1,262人である。

次に、職業指導に関連のない資格・免許を取得した者は、出院者の50.5%に当たる1,389人である。いずれも前年の構成比（関連のある資格・免許46.7%、関連のない資格・免許50.4%）から大きな変化は見られない。

第20表 出院者の資格・免許種目別取得人員及び構成比

種 目	職業指導に関連のあるもの			職業指導に関連のないもの		
	人員	構成比	()	人員	構成比	()
総 数	2,750	100.0	(100.0)	2,750	100.0	(100.0)
溶接技能者	361	13.1	(12.8)	76	2.8	(3.3)
珠算検定	5	0.2	(0.2)	303	11.0	(13.6)
自動車整備士	4	0.1	(0.2)	-	-	(-)
情報・通信技術、OA機器操作関連資格	269	9.8	(9.7)	6	0.2	(0.5)
電気工事士	8	0.3	(0.5)	-	-	(-)
危険物取扱者	47	1.7	(2.7)	269	9.8	(8.9)
大型特殊自動車運転免許	53	1.9	(1.4)	6	0.2	(0.4)
販売・サービス関係資格	1	0.0	(0.4)	11	0.4	(0.1)
事務関係資格	24	0.9	(0.3)	2	0.1	(0.2)
消防設備士	1	0.0	(0.1)	-	-	(0.0)
介護職員初任者研修修了者	37	1.3	(1.4)	-	-	(-)
電気主任技術者	-	-	(-)	-	-	(-)
液化石油ガス設備士	1	0.0	(0.1)	-	-	(-)
配管技能士	-	-	(-)	-	-	(-)
造園技能士	3	0.1	(0.2)	7	0.3	(-)
建築大工技能士	4	0.1	(-)	-	-	(-)
その他	444	16.1	(16.8)	709	25.8	(23.4)
な し	1,488	54.1	(53.3)	1,361	49.5	(49.6)

(注) 1 資格・免許を二以上取得した場合は、そのうちの主要なものを計上した。

2 「職業指導に関連のないもの」の「その他」は、中学校卒業程度認定試験、高等学校卒業程度認定試験（一部科目合格）及び高等学校卒業程度認定試験（認定試験合格）を含む。

3 42表（16-00-42）及び43表（16-00-43）参照

4 ()内の数は、前年の構成比である。